

都城市議会議長 様

提出日 令和 5 年 12 月 1 日

氏 名 長友潤治

研 修 報 告 書

以下のとおり研修の報告をいたします。

- 1 所属会派名：進政会
- 2 研修名：テーマ 子供・家庭等に対する効果的な支援手法

講義 1 10:00-13:00

【子ども・若者・家庭を取り巻く「今」の課題 ～地方自治体で結果が出る具体的施策について～】

講師/辻由紀子 内閣官房こども政策参与・大阪府子ども家庭サポーター/社会福祉士・保育士

講義 2 14:00-17:00

「日本の住宅政策の現状と課題」

講師/葛西リサ 追手門学院大学准教授

- 3 受講場所

京都 JA ビル 105 号室

- 4 受講期間

令和 5 年 11 月 20 日（月曜）

- 5 研修内容

講義 1【子供・若者・家庭を取り巻く「今」の課題】～地方自治体で結果が出る具体的施策について～】

「子ども基本法」は令和 5 年に施行され子どもたちの幸福な成長を保障することを目的としている。子供に対する基本的な権利や保護を規定し、子どもたちが安全で健やかに育つための環境を整備すること

を求めているが、現在の課題としては以下のような点が挙げられる

1. ****貧困****：子どもの貧困率は依然として高い状況にあり経済的な理由により十分な食事や教育を受けられない子どもたちが存在し、その影響が将来にわたって及ぶ可能性がある。
2. ****虐待****：子どもたちが虐待や家庭内暴力の被害に遭うケースが後を絶たずこれらの問題に対する早期の発見と適切な支援体制の整備が求められている。
3. ****教育格差****：教育の機会均等を目指す子ども基本法に反して、教育格差が依然として存在しており経済的な要因や地域差により、子どもたちの教育環境が大きく異なる現状がある。
4. ****メンタルヘルス****：子どもたちのメンタルヘルスの問題が深刻化しており、ストレスやうつ病、いじめなどが増加し、メンタルヘルス支援体制の強化が喫緊の課題となっている。
5. ****デジタルメディアの影響****：スマートフォンやインターネットの普及により、子どもたちがデジタルメディアの影響を受ける機会が増え、スマホ依存やネットトラブルなどの問題に対処するための対策が必要。

これらの課題に対処するためには、子どもの権利を尊重し、子どもたちの声を大切にすることが重要であるとし、教育や福祉、保護者の支援体制の向上、社会全体での子どもへの関心と取り組みが必要としている。しかしながら現状では教育現場や社会全体においても理解が進んでいないのが現状である。

地方自治体としてもこども基本法の理念を実践し、子どもたちの権利と幸福な成長を支援するために「多様な学び」の取り組みが重要であるとしている。

【事例】 オルタナティブスクール 「箕面こどもの森学園ユネスコスクール」

既存の公立・私立学校の教育課程に馴染めない子供達の学校の新しい選択肢として全国的にオルタナティブスクールが注目されている。低学年児童における成長の発達度合いは差が大きく、既存の教育課程では個別の指導にも限界が有り学習遅れに繋がる。子供が学びたいものを、子供自身に考えさせ取り組ませる事は子供の自立心の成長を促し細やかな学習法である、同時に子供の学ぶ権利の尊重でもある。今後普及が望まれるが、オルタナティブスクールの教育的位置づけの不明確であり課題となっている。

講義2「日本の住宅政策の現状と課題」

住宅政策における現状と課題は様々であるが本講義では貧困対策とセーフティネットに関する住宅事情と課題についての講義であった。貧困層や低所得者に対して適切な住宅を提供することは、社会的格差の是正や安定した生活基盤の確保につながる。貧困対策とセーフティネットを考慮した住宅政策の重要な課題は下記の通りである。

1. ****所得水準に応じた住宅支援****: 低所得者や貧困層に対して、所得水準に応じた賃貸補助や住宅ローン制度を提供することが重要である。これにより、住宅の安定した供給を受けることができ、住宅格差の是正や生活環境の向上が期待される。

2. ****住宅施設の多様化****: 貧困層や特定のニーズを持つ人々に対しては、公営住宅や福祉施設など、住宅の多様な供給が必要である。特に、高齢者や障害者など、支援が必要な人々の住宅ニーズに応える施策が重要である。

3. ****住宅移転支援と再就職支援の統合****: 貧困層や生活困窮者に対して住宅移転支援と再就職支援を組み合わせた支援プログラムを提供することで、生活基盤の安定と自立を支援することができる。

4. ****住宅政策と福祉政策の連携****: 住宅政策と福祉政策を連携させ、住宅支援と社会保障の相互補完を図ることが重要である。これにより、支援の重複を避けつつ、最も必要とする人々への支援が円滑に行われることが期待できる。

以上、貧困対策とセーフティネットを考慮した課題であるが、現行の住宅政策において一定の対策層支援が担保されてはいるものの、貧困の多様化（子供の貧困・社会的性差による貧困等）により新たな取り組みが必要であるとしている。

地方公共団体及び民間不動産事業者には標準的な家庭だけではなく・多様な家庭や個人が存在していることも認識し想定した社会的居住環境を整備する事が求められている。個人単位で漏れがないか、従来の居住環境では対応出来ない事にどの様に対処するか、また行政の複合的組織の活用と 民間事業者のアイデアも活かしながら福祉ビジネスとしても成立させることも重要であるとしている。

6 研修の感想

今回二つの講座を受講して感じたことは両講座共に「多様性」が共通するキーワードであったということである、従前は社会問題として取り上げられなかった事が社会的に多様性を受け入れる必要性が高まってきており様々な分野で少数の意見や権利が尊重されてきている現れであると感じた。

7 研修の成果及び市政への反映

本市においても多様な児童生徒、家庭が存在しており行政による細やかな対応が求められているが、行政だけでの対応は困難であると考えます。子供や家庭における課題、貧困における住宅政策の課題についても官民の連携による施設整備（オルタナティブスクール・母子世帯シェアハウス等）やソフト整備の必要性を強く感じ今後調査研究していきたい。

8 添付資料

・資料①～④

令和5年12月15日

都城市議会議長

長友 潤治 様

研修報告書

進政会 中田 悟

日 時 : 令和5年11月20日(月) 10:00～17:00

会 場 : 京都JAビル105号室

内 容 : 1, 子ども・若者・家庭を取り巻く「今」の課題
～地方自治体で結果が出る具体的施策について～
2, 日本の住宅施策の現状と課題

1, 「子ども・若者・家庭を取り巻く「今」の課題」

～地方自治体で結果が出る具体的施策について～

1. 児童虐待・DV防止
2. 子ども食堂・フードパントリー
3. ヤングケアラー・若者支援
4. フリースクール・オルタナティブスクール
5. 公営住宅を活用した居住支援

こども家庭庁参与 社会福祉士・保育士

辻 由起子 氏

どうすれば家庭・地域・社会が良くなるか、ひたすら追求してきている。1990年に合計特殊出生率が過去最低となり、以降、国は30年以上にわたって出生率向上について対策をしてきた。

2021年の合計特殊出生率は1.30で明治32年の人口動態調査開始以降で過去最少となっている。この間、国は様々な対策を講じてきたが、結果として改善は見られなかった。

女性・子どもが生きづらさは社会がそのような状況に陥っていた為で、警報・民法は100年以上前の明治時代に作られ、当時、「家父長制度」「戸主」など父親の存在が家庭の頂点との施策があった。1947年に日本国憲法の制定に合わせてこれらの施策が廃止となり、ようやく女性の参政権も認められるようになった。が

不登校・いじめ・自殺・については過去最多となっている。小中学校における不登校者数は29万9,048人、小中高・特別支援学校でのいじめの認知件数は68万1,948人となっている。これは児童生徒1,000人あたりの認知件数として53.3件で大

事態となったいじめ件数は９３２件に昇る。

また、小中高校から報告のあった自殺した児童生徒数は４１１人である。

こうした現状が生まれた背景には、様々な要因があるが、講じてきた対策がうまく機能しない理由としては、学校教育法 第１条と教育基本法第６条の定めにより、フリースクール、オルタナティブスクール、インターナショナルスクールなどが認可されない現状や、学校指導要領が１０年に１度しか改訂されない等が要因ではないかとのこと。

こうした子どもの教育環境を考慮しながら運営をしている私立高校の事例として、茨木市と向陽台高校が連携して「学校法人早稲田大阪学園の事例を示された。

この私立高校は全国で２番目にできたもので茨木市と連携協定を結んで制度ありきではなく、「生徒ありき」の方針を基本にして、文部科学省委託事業として「多様性に応じた新時代の学び充実支援事業」を導入している。また、不登校児童生徒支援室「ふれあいルーム」を通して授業を受けられる制度も設けている。花に合わせた植木鉢を用意する「子供に合わせた学びを作る」を基本としている。このほかに、体験学習コースも設けてあり、学びのきっかけ作りを積極的に行っている。高齢者も一緒に学んでいるとのことである。大阪市の児童虐待防止の事例として、「大阪市家事・育児訪問支援事業」という制度を設けている。これは児童弱体防止ではなく子育て応援という視点から、子育てに対して不安や負担を抱えており、計測的な見守り支援が必要な家庭やヤングケアラー等のいる居宅に訪問支援員を派遣して、家事・育児を支援する。その後、支援の進捗管理を行い、既存の福祉サービスにつなげることにより、虐待リスク等の高まりを未然に防止して、既に発生しているネグレクト等の虐待事案の解消とヤングケアラーの負担軽減を図るものとのことである。

こうした制度に予算を投じて創設されているものは、その時の様々な社会情勢に対応する人材が不可欠であり、コロナや物価高騰など国の予測を超えた社会情勢の変化の中では事業計画どおりには制度の運用は難しいものである。公務員においては担当部署からの移動があり、年度に捕らわれない専門性を育成できるような、属人的は関りが出来る体制が必要である。加えて年度に捕らわれない民間ネットワークが必要である。

ヤングケアラーに関して課題として挙げられる事としては、

- ・本人も周囲も「ヤングケアラー」という言葉を知らないと可視化されない。
- ・法による保護は「世帯単位原則」のため、個人に支援が届きにくい。
- ・当事者と行政では使う言語とツール、活動時間が違うので接点が持てない。
- ・ヤングケアラーは未成年のため、支援をしたくても親権者の同意が必要となる。
- ・書類を書けないので公的支援につながらない。
- ・可視化されても対応できる社会資源が乏しい。
- ・親の課題を解決するのに時間がかかる。
- ・心の安定の前に生活の安定を求める。

2、「日本の住宅施策の現状と課題」

- 1、日本の住宅政策の流れ
- 2、住宅確保要配慮者の現状
- 3、事例　ひとり親の事例
- 4、事例　J G B T Qの事例
- 5、空き家を使った新たな取組

追手門学院大学准教授

葛西　リサ　氏

日本の住宅政策は戦災により420万戸もの住宅不足の状況となった。この状況からの復興を遂げるために、敗戦国として、資金・資材・人材不足の中でいかに敏速に不足している住宅を供給していくかが課題であった。

国が講じた住宅政策として、1、高額所得者へは持家、2、低所得者へは公営住宅、3、中所得者へは公団住宅とした階層を設けた。

日本の住宅政策は経済政策であり「質より量」の基本的な考え方から、1966年に「住宅建設5か年計画法」を制定してから5年毎に計画を策定して公民の住宅建設戸数をコントロールしている。1世帯1住宅（第1期）、1人1室（第2期）など時代ごとに住宅政策のスローガンが掲げられた。

計画、実績ともに、民間の住宅（持家や民間賃貸住宅）が大きなウエイトを占めた、特に、「持家」所有支援に重点が置かれたことが特徴でこのことが内需拡大に繋がった。企業による社宅などが住戸不足解消の大きな役割を果たしたのは日本の住宅政策の大きな特徴である。

住宅不足の早期解消のため、規制を最低限にして民間賃貸住宅の建設を奨励していた。このことが、低所得階層にとって高負担で低湿な未音感賃貸住宅が増加する事につながった。

近年、住宅問題がなぜ発生するのかについては、現状として日本は持家率が高く6割が持家、公的補助の無い民間の賃貸住宅が3割、低所得者向けの公営住宅はわずか約3.6%である。その結果、住宅に困る人の多くが公的な支援の無い民間賃貸住宅への入居となるが、仕事の状態や収入審査があり、連帯保証人が求められるなど住居確保のハードルが高い。また高齢、障害、LGBTなど、低所得でなくても入居差別を受ける可能性がある。低家賃になるほど狭く古い住居で設備も悪く、立地も良くないなど低湿な住戸となる。

戦後の日本の住宅政策は公団住宅においては、標準的な家族がターゲットであったが1970年代より空室が発生してきたために単身者の受け入れを開始した。また住宅金融公庫は1981年より40歳以上の単身者への融資の緩和を行い、更に1993年に年齢請

願の撤廃を行っている。公営住宅においては1980年に法改正が行われ高齢者（60歳以上の男子、50歳以上の女子）の単身での入居を可能とした。これまで低所得階層への住宅審は最小限かつ家族に限定して行われてきた。

国が進めてきた「持家政策」についてはその前提が崩壊してきている。持家所有の前提となる家族を形成しない人が増えてきている。生涯未婚率からは、1980年は男性2.6%、女性4.45%、2020年は男性28.25%、女性17.81%と未婚率が大きく増加している状況である。加えて雇用の不安定化として非正規雇用の増加があり1984年には15.3%だったものが2020年には37.2%にまで増加している。

こうした状況から確実に民間賃貸住宅への入居需要が高まり、高齢者だけではなく若い世代の単身世帯の増加状況が1980年に19.8%だったものが2020年には38.1%と増えてきており、単身世帯の借家依存がたかくなり、ますます持家離れの状況が加速していくと思われる。

この様に住み手側の問題が多様化してきている中で、住宅の現状は変化しておらず、デザイン、確保の方法やそれを支援する仕組みも変わっていない状況である。

国の施策においても厚生労働省管轄では最低限の住環境をうたう中、国土交通省管轄においては住宅の基準重視の考えであり、福祉領域と建築領域をつなぐ新たな「居住福祉」の必要性がある。

こうした住居を求める階層において利用できる制度には、公営住宅、各所福祉施設、住居確保給付金、生活保護の受給などがあるが、この様な制度を知らない方々が多く、国や自治体からの情報提供がさらに必要である。「住宅確保給付金」においてはシングルマザーフォーラムによるとこの制度を知らない方が東京では45.7%、東京以外では51.5%であった。

こうした中で福祉と住宅をつなぐ居住福祉として、2000年代より増加してきている空家に対して問題解決のための活用策が講じられてきており、住宅に困る人と空家をつなぐ仕組みが構築されている。

住居を求める人が制度を活用するためにサポートが必要となるケースが多い。制度をコーディネートする人が必要であり、住居支援法人が住宅セーフティネット法に基づき、住居支援法人として都道府県が指定する事が可能となり、都道府県は住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、住宅確保要配慮者の状況を把握して、不動産関係団体、居住支援団体（NPOなど）を含め地方公共団体と連携して当事者の入居支援を行うものである。

住宅確保要配慮者の規定としては国土交通省の新たな住宅セーフティネット制度（2017）において、低所得者は公営住宅法に定める算定方法による月収15万8千円以下で、子育て世帯は8歳未満の子がいる世帯とされている。

母子世帯のシェアハウスは全国にあるが、事例として大阪に長屋改修型多世代シェアハウスは2019年に開設され、5世帯に対応したシェアハウスでシングルマザーも含めた

多世代型のシェアハウスになっている。隣接している4連棟の長屋を地域に開いたコモンスペースに拐取してある。週替わりのレストランや長屋スペースのオーナーが運営するモーニングカフェなどが開催され、レンタルスペースとしても地域に開放され、ヨガ教室やアロマ、整体など日替わりで活用されている。こうして居住者と地域が交わるコミュニティ作りが大切である。

今後、住宅市場と政策はどうあるべきかだが、1、家族支援としての住宅施策が多様で新しい住宅問題を顕在化させている。2、標準家族からの離脱、家族を形成しない、家族とは見止まられない人の不利。3、血縁・婚姻関係のみで住み支えあうことの限界を乗り越える仕組みの必要性。4、子どもの貧困、社会的養護、ヤングケアラー、特定妊婦、ひきこもりなど緊急性の高い課題は多々あるが、いずれも安心して生きる場が保障されなければ、解決に導けない点が共通している。5、年齢や世帯型などによる対象の選別から脱却を図り、個人単位の住居支援整備と非血縁にあるもの同士が共に暮らす仕組みの整備が急務である。

3. 研修の感想・市政への反映

今回のセミナー受講に際して、講師のセミナーの内容で児童虐待をはじめとして住居支援や日本の住宅政策の項目がありセミナーに参加したところ、2名の講師のセミナー内容について関連性があり局所的な政策では解決に繋がらないことが良く理解できた。

児童虐待においては大阪市の小学校の取組理念が印象的だった。「生きる」教育として、生い立ちや親子関係に課題を抱える児童に対して自己肯定感を高める支援として、実践教育をもって直接アプローチをかけて、「自分」「赤ちゃん」「生い立ち」「子ども」「大人」「パートナーとの関係」「親子関係」など、子供たちの人生の中で一番身近にありながら、心の傷に直結しやすいテーマを、あえて授業の場で取り上げて客観的に捉えて、正しい知識を習得して対話の中から未来を生き抜いていく価値観を見出す事を目的としている。とのことだった。

教育現場において、例えば一つのクラスでの教師の立ち位置としては、平均的な取組になる事が多いと思うが、生徒に対して幅のあるアプローチが行われれば、埋没してしまう児童に対して手を差し伸べていけるのではないかと思った。また同時にそのクラスの児童も全体で認識が変わっていくと思う。

貧困やシングルマザー世帯、ヤングケアラーなどの支援が必要な世帯の状況を把握する事の難しさについていくつかの事例や対策の方法などが示された。本市でも子ども食堂や支援を行っているNPOの団体があるが、こうした団体と自治体組織との連携と民間のコーディネート団体が組織されていくことで、少しでも支援が必要な世帯などの問題解決につながると考え、改めて本市において、横断的な組織体制がとられているのか検証してみたいと思う。